

## 第63回 東京都会計基準委員会 議事要旨

### 【開催日時等】

- 日 時 令和7年3月5日（水） 16時～17時
- 場 所 東京都庁第一本庁舎 南塔36階 会議室B
- 出席委員 公認会計士 薄井 誠  
公認会計士 中川美雪  
公認会計士 露谷竹生

### 【議題】

- ・ 開 会
  - (1) 令和5年度財務諸表監査の結果について（報告）
  - (2) カーボンクレジット取引の会計処理の検討について（意見交換）

### 【配付資料】

- 資料1 令和5年度財務諸表監査の結果について
- 資料2 カーボンクレジット取引の会計処理の検討について

### 【議事内容】

委員会では、議題に沿って以下のような内容の協議や意見交換が行われた。

#### (1) 令和5年度財務諸表監査の結果について（報告）

事務局より、資料1を用いて、令和5年度財務諸表監査の結果と、これを受けての対応について報告した。

#### （財務諸表監査を受けての対応）

- ・著作権に係る関係規定の改正内容について、引き続き関係局と連携して、各局への周知、支援を行っていく予定であることを報告した。

#### (2) カーボンクレジット取引の会計処理の検討について（意見交換）

事務局より、資料2を用いて、カーボンクレジットの取引システムの構築に伴い、必要となる都の会計処理について説明した。

#### （取引システム）

- ・都が構築予定のカーボンクレジットの取引システムの概要について説明した。

◎スキーム上、買い注文が入った分しか都は購入しないということによいか。また、一連の取引にタイムラグは生じるのか。

→予め注文を予測して購入しておくという事はしない。タイムラグは生じるが、所管部署において最小限となる運用を検討している。（事務局）

◎各工程の順番が前後するような例外は想定されないということによいか。

→前後することは想定していない。(事務局)

(検討にあたり参照した基準等)

・会計処理を検討するにあたり参照すべき基準等の情報を確認した。

◎国際公会計基準（IPSAS）では、サステナビリティ基準の開発に取り組んでいるが、現状、カーボンクレジット取引についての直接的なガイダンスは何も定めていない。

◎企業の収益認識の基準を応用すれば、都の取引は本人取引ではなく代理人取引に当たると思われる。代理人取引と判断するのであれば、仕入を記録することはなく、資産該当性について検討する必要も無いという考え方もできるのではないか。

(会計処理案の検討)

・委託事業者ではなく、都が行う場合の会計処理について、カーボンクレジットを資産計上せず、受託買付と同様の会計処理とみなす事務局案を説明した。

◎都が受け払いする代金を歳計外現金と捉えるのであれば、都基準では現金預金に含まれないためオフバランスになるという話があったが、歳計現金と捉えるのであれば、予算上の取扱いはどのようになるのか。

→総計予算主義という考え方があり、歳計現金と捉えるのであれば、基本的に歳入歳出予算に計上する必要がある。(事務局)

◎代理人として買った金額が予算に乗ってくるというのは違和感がある。

◎結論として、都が行う場合の会計処理としては、事務局案で違和感はない。

◎バランスシート上でカーボンクレジットを資産に計上しないとしても、受託者としての管理責任はあるはずなので、取引実績の記録は持つておかなければならない。会計処理以外の開示についてもどのようなスタンスで臨むのか、検討することが有益と思われる。

◎取引相手として民間の中小企業を前提としているため、例えば取引相手が倒産した場合に、都が一旦預かっているものがどうなるのか、そのあたりの制度設計も考えた方がよい。

(3) その他

(都のサイバーセキュリティ対策)

・第62回委員会において次回紹介することとした、都のサイバーセキュリティ対策の状況について説明した。

◎都全体としてサイバー攻撃等への十分な対策が取られている状況であることについて、了解した。

以上